

事務連絡

平成21年3月30日

地方厚生（支）局医療指導課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成21年度に係る届出について

診療報酬を算定する際に届出が必要である項目のうち、平成21年度以降も引き続き算定するには改めての届出が必要であるもの、届出は不要であるが年間実績要件があり算定継続に注意を要するもの等について、別添のとおり取りまとめたので、単なる届出漏れや年間実績要件を満たしていないにもかかわらず算定を継続する保険医療機関が生じないように、貴管下の保険医療機関、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。



1. 3月中に届出又は報告が必要であるもの

区分番号	名 称	届出書類	備 考
A236-2	ハイリスク妊娠管理加算	財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の書類(産科医療補償責任保険加入者証の写し等)	基本施設基準通知 第4 1の2
A237	ハイリスク分娩管理加算		平成20年12月31日に当該点数の届出が受理されている保険医療機関が平成21年4月1日以降も当該点数を算定する場合に限る。
A000の2(歯科)	地域歯科診療支援病院歯科初診料	別添7 様式3	基本施設基準通知 別添1 第3

2. 4月中に届出が必要なもの

区分番号	名 称	届出様式	備 考
A200	入院時医学管理加算	別添7 様式13の2	基本施設基準通知 別添3 第1、第4の2、第23
A207-2	医師事務作業補助体制加算	別添7 様式13の2	
A237	ハイリスク分娩管理加算	別添7 様式13の2	

3. 要件を満たさなくなれば3月中に届出の取り下げ又は届出の変更を行うもの

(1) 平成21年4月に要件が変更するもの

区分番号	名 称	備 考
A000 注7	電子化加算	基本施設基準通知 別添1 第2

(2) 年間実績要件があるもの

区分番号	名 称	備 考
A230-2	精神科地域移行実施加算	基本施設基準通知 別添3 第16の2
D236-2、239[3]	光トポグラフィー及び中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	特掲施設基準通知 第2の4(2)
E101-2、101-3	ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	
K920-2	輸血管理料	
K328	人工内耳埋込術	
K514-6	生体部分肺移植術	
K548	経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの)	
K595-2	経皮的中隔心筋焼灼術	
K598、598-2	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	
K599、599-2	埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	
K599-3、599-4	両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術	
K603	補助人工心臓	
K604	埋込型補助人工心臓	
K697-5	生体部分肝移植術	
K780-2	生体腎移植術	
M001 [3]	高エネルギー放射線治療	
M001 [4]	強度変調放射線治療(IMRT)	
D282-3	コンタクトレンズ検査料1	特掲施設基準通知 第2の4(4)

4. その他

J201酸素加算における、「酸素及び窒素の価格」については、2月15日までに前年の購入単価等について届出を行うこととしており、まだ届出が行われていない保険医療機関に対しては、届出を促すこと。